

訪問介護等の基本報酬の引上げを求める意見書

令和6年度の介護報酬の改定により、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護（以下「訪問介護等」という。）の基本報酬が4月から引き下げられた。昨年の訪問介護事業所の倒産件数が67件と過去最多を更新する中、今回の引下げでとりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅するおそれがある。

訪問介護等は独居高齢者をはじめ、要介護者と暮らす家族の生活を支える上で欠かせないサービスであり、このままでは在宅介護事業が続けられず介護崩壊を招きかねない。

厚生労働省は、訪問介護の基本報酬の引下げ理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げているが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事業所に係る利益率が平均値を引き上げているものと考えられ、厚生労働省においてはその理由が適切であったか実態の調査が必要である。

今回の改定で介護職員の処遇改善加算は拡充されているが、既に加算を受けている事業所は基本報酬の引下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引下げ分をカバーできない事業所が出ることが予想される。

訪問介護の人手不足の現状は深刻であり、ヘルパーの有効求人倍率は令和4年度が15.5倍と非常に高く、長年にわたる訪問介護の基本報酬の引下げで、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を大きく下回っており、その改善は困難な状況である。

沖縄県内でも休廃止する介護事業所が急増しており、要介護者が介護保険料を支払っているにもかかわらず必要な介護が受けられない事態は、何としても避けなければならない。

よって、国におかれでは、訪問介護等の基本報酬の引上げを行うよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年10月22日

沖 縄 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

宛て